

優秀映画鑑賞推進事業遵守事項

- 1 国立映画アーカイブから提供された優秀映画鑑賞推進事業用映画フィルム、デジタル素材 (DCP) 及びスチル写真のデータ（以下「映画フィルム等」という。）は、善良な管理者の注意を持って管理し、その効率的使用に努めること。
- 2 映画フィルム等は、転貸し、又は担保に供しないこと。
- 3 映画フィルム等は、複製しないこと。
- 4 会場（映写室及び検品等の作業のための場所を含む。）での上映中の写真・ビデオ撮影及び録音は、禁止すること。
- 5 映画フィルム等は、本事業以外には使用しないこと。また、インジェストしたデジタル素材(DCP) 及びスチル写真のデータは使用後に破棄すること。
- 6 映画フィルム等の権利者又は第三者からの異議申し立て等が生じた場合は、実施会場の責任で解決すること。
- 7 映画フィルムについて、修繕・改造その他映画フィルムの現状を変更する必要が生じた場合は、あらかじめ本事業委託業者を通じて国立映画アーカイブの承諾を受けること。
- 8 映画フィルム等を紛失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を、本事業委託業者を通じて国立映画アーカイブに提出し、その指示に従うこと。なお、デジタル素材 (DCP) を紛失・損傷、若しくは優秀映画鑑賞推進事業実施細目に掲げる上映回数の制限に違反したときは、国立映画アーカイブに対し損害の賠償をすること。
- 9 映画フィルムの取扱いについては、国立映画アーカイブが作成した「フィルム取扱い注意事項」等に従うこと。なお、映写等のために実際に映画フィルムに手を触れる者にも、事前にフィルム取扱い注意事項を確認させ、特に留意させること。
- 10 その他、この遵守事項に定めのない事項については、その都度本事業委託業者を通じて国立映画アーカイブと協議すること。